

大田市告示第78号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）による改正前の地方自治法施行令第158条第1項の規定により、下記の者に不燃性一般廃棄物処理手数料の徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年4月1日

大田市長 楫野弘和

記

委託先 大田市長久町長久イ249番地2
クリーン株式会社 代表取締役 小倉剛

委託期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日